

群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）に、動物愛護法、飼養保管基準及び文部科学省が策定した「動物実験等の実施に関する基本指針」等を踏まえ、科学的観点、動物愛護の視点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学内で行われる哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。
- (2) 学外の別の機関に委託して行われる哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。
- (3) 無脊椎動物、魚類、両生類等を用いた実験で、「動物実験規程」を準用した場合は、同項第1号及び第2号中「哺乳類、鳥類、爬虫類」とあるのは、「無脊椎動物、魚類、両生類等」と読み替えるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
- (2) 実験動物等に関して優れた見識を有する者
- (3) その他の学識経験を有する者
- (4) 本学の事務職員

2 委員は前項各号に掲げる者それぞれ1人以上を委員とし、定数を5人とする。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席、意見を求めることができる。

(学長への答申)

第8条 委員長は、学長の諮問を受けた事項については、審議終了後速やかにその結果を学長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務係において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。